

○議長（高橋伸二君） 五十八番中山耕一君。

〔五十八番 中山耕一君登壇〕

○五十八番（中山耕一君） 自由民主党・県民会議の中山耕一です。通告に従い、順次質問を進めてまいります。

まず初めに、仙台医療圏の病院再編についてであります。

今月十四日、仙台赤十字病院、宮城県立がんセンター統合新病院基本構想が策定されました。このことにより、周産期医療及び救急医療、災害医療、新興感染症対策が強化され、がんを総合的に診療できる病院の整備に向けて、大きな前進となりました。一方、令和三年九月に発表された精神医療センターを富谷市に移し、東北労災病院と合築するという構想については、これまで関係者から数々の意見が示され、「精神医療センターの移転については、県南部の入院、通院が困難になる」「患者を支える県南部のコミュニティや文化が損なわれる」「富谷市には、退院後の受皿となるグループホームなどの施設がないため、患者が生活できない」など、関係者から多数の意見がありました。その後、民間精神科病院の名取市への誘致やサテライト案など、複数の案を提示しながら進めてきましたが、今月十三日に開かれた精神保健福祉審議会において、県は、精神医療センターの方向性として、富谷市と名取市にそれぞれ新病院を設置、富谷市に段階的に機能を移行し、南部の精神医療センターとして規模を縮小して建て替え。加えて、新たに名取市に本院を設置し、富谷市に北部の精神科医療に対応する機能を整備するという三案を示したところ、新たな案である名取市内での建て替えに全会一致で賛成とのことでありました。その後、三案それぞれについてのメリット、デメリットを整理しながら検討されてきたようですが、先般、定例会初日に、名取市に本院を設置、富谷市に県北部の精神医療に対する機能を整備する案を採用するとの発表がありました。この決定に当たっては、さきに述べた関係者の意見、また、財政的な課題、人的配置の面での課題、老朽化した施設の利用期間、必要な土地の確保、地域包括ケアの維持や形成への影響、県全体の身体合併症の患者への対応、そして審議会の反応など、最適案として選択するための評価要因があったかと考えます。どのように考え、どれを重視して決定したのか伺います。また、そもそも身体合併症に対応する能力向上という大きな目的があつての合築だったと受け止めておりましたが、精神科の単科病院となると、身体合

併症への対応について憂慮されるところですが、このことについて、現時点でどのようにお考えか伺います。また、富谷市に県北部の精神医療に対応する機能を整備することとしておりますが、このことについては、具体的にどのようなことにお考えか、現時点での構想をお披露ください。以上のことを踏まえた決定に際し、ステークホルダーからの理解、協力をどのようにして得ようと考えていたのか、お考えを伺います。

昨年もこの場で質問させていただきましたが、私が住む富谷・黒川地域は、地域医療連携の要となる地域医療支援病院も大規模災害等発生時に備える災害拠点病院のどちらもない空白地域であります。また、救急搬送の流出状況については、八四％が仙台市内であり、地域内搬送は僅かな状況となっております。搬送先の受入れや搬送距離とも相まって、救急搬送時間は平均で令和四年は五十五・九分となり、令和元年より約一分長くなっている状況であります。これらのことから、診療科目がそろっている大型の救急医療機関の必要性を痛感しているところでもあります。搬送距離や搬送時間の多寡は、患者の命に関わる重要な問題であり、これまでもそのことに起因する多くの不幸な例を耳にしてきました。この地域の人々の命を守るためにも、ぜひとも東北労災病院の移転が必要であり、多くの人々が熱望しております。また、この地域は、保健所圏域別人口十万人対医師数で換算した値が極めて少ない数値となっております。この地域のみが二桁で、他の地域は全部三桁の医師数であります。そのため、仙台市内など他の地域の医療機関に通院している例が多く、通院に要する時間短縮などの利便性が望まれます。拠点となる病院が存在することになれば、クリニックや診療所の増加も期待でき、その上、急性期から回復期まで、加えて、かかりつけ医までの医療連携が図られ、地域内で医療が完結する体制整備が可能となります。また、東北労災病院の経営状況については、これまで入手した資料によれば、毎年巨額の赤字を出す経営が続いているようであり、また、現在の病院規模で診療体制の維持は困難であると伺っております。その上、本年五月から、仙台厚生病院が近い場所に新築移転し、新しい機器やシステムを駆使し、更には四百九床ある病床は全て個室で、無料の個室を含めて全ての部屋にトイレと洗面台を整備して、診療業務を全面的に再開しており、東北労災病院にとって脅威でもあると推察するところであり、今後更に厳しい状況が憂慮されます。新潟労災病院にあっては、許可病床数三百六十床でありながら、百六床とこれまで規模縮小が続いております。上

越地域医療構想調整会議において、入院患者延べ数の減少や医師不足などから、労災病院の医療機能を市内六病院に移行し、二〇二五年中をめどに閉院するという再編計画を立て、県や関係者から了承されたという例もあり、このようなことになっては元も子もありません。富谷・黒川地域において、救急患者を受け入れるための更なる体制を整備し、新しい建物とシステムを駆使することや、脳卒中センターの設置などにより、ニーズの拡大による経営改善が図られればと考えるところであります。

労働者健康安全機構においては、組織全体の経営状況を踏まえ、富谷市移転については、一定の期間が必要との見解が示されておりますが、東北労災病院の単独での移転という方向にかじを切った今、可能な限り早期に実現するよう協議を続けることを望みますが、知事のお考えを伺います。急性期病院が仙台市内に集中していることなど、仙台医療圏における政策医療の課題解決のためにも、地域バランスのとれた病院の適正配置を強く望むところであります。

次に、宿泊税について伺ってまいります。

知事は、観光インフラの整備など、新たな課題に対応し、戦略性を持つて観光プロモーションを推進するため、九月定例会において、その財源確保策としての宿泊税条例を提案し、賛成多数で可決しました。しかし、一方では、宿泊者は、消費税と施設によっては入湯税負担、加えて宿泊税では、過重な税負担になることから、取りやめや宿泊期間の短縮、他県の施設への変更などが憂慮されるなどの多くの理由で反対する声が多数存在する現状もあります。このこともあり、議案には「宿泊税の施行に当たっては、広く県民、宿泊・観光業者等に十分な情報提供と意見聴取を行い、理解と共感を得ること」など三項目の附帯意見を付しての難しい判断での可決となりました。この附帯意見の中にある理解と共感を得るため、県はこれまで、みやぎ観光振興会議による意見交換、県内各地域における説明会開催による宿泊業者との意見交換、宿泊事業者、市町村長への個別訪問など、これまで幾度も出向いて意見交換を重ねながら努力してまいりました。このことについては高く評価するところであります。しかしながら、家族経営のような零細事業者は、説明会に出席する人的、時間的余裕がないことや、日程が合わないことなどにより、制度設計などの内容を理解できていない例も散見され、情報格差の状態は否めません。また、説明会に出席しても、会場に行ってから資料を受け取るので、事前

に検討ができない上、当日資料を渡されてもすぐには理解ができないところがあり、後日不明な点が残るといった意見もありました。このほか、来年十一月から施行ということに對し、どのように準備すればいいのか、間に合うのか分からないという不安の声も耳にします。宿泊業者全員が内容を理解し準備ができなければ、トラブルは回避できません。個別訪問も実施しているとのことですが、今後どのように周知して全体の理解を得るのか、そのお考えと予定について伺います。

次に、附帯意見の中の宿泊事業者業務負担の軽減措置に関して伺ってまいります。

宿泊税充当施策案の中に、地域クーポンによる長期滞在促進事業があります。飲食店等で利用可能なクーポンを発行し、ビジネス客等長期滞在者の負担軽減を図り、また、地域商店街の活性化を促進することを予定しております。これは、専らビジネス客、あるいは湯治客を顧客とする宿泊業者のうち、免税対象外となる場合の救済にもなり得ると考えますが、使い方や事務処理などの具体について不明な点があり、様々な課題があるとの指摘があります。これまでの例などから、手順について想定されることは、フロントで発行した後、宿泊客と発行枚数及び連番についての表の作成と報告。予定した日数に変更があった場合はそのための事務処理。その上、短縮による変更の場合には、宿泊日数以上のクーポンを使用していたときの対処などがあります。このほかにも様々な負担が予想されます。このことについての想定と対象について、どのようにお考えか伺います。

このほか、カード決済などの面でも課題があります。例えば、楽天やじゃらんなどOTAからの予約は、事前カード決済がメインであり、法人決済もサイトで完了します。宿泊税のみ現地決済となれば、ビジネスマンが経費を別に精算するということになり、理解されないこともあり得ます。また、予約者と宿泊者が別の会社の場合には、フロントで宿泊税だけ決済と言っても理解されない可能性もあります。宿泊税三百円をクレジットカードで決済された場合、その手数料はホテル負担となることから、三百円納付では、手数料分の税の負担をホテル側がすることになってしまいます。カード会社との調整か何らかの手段が必要と考えますが、いかがでしょうか。また、来年十一月徴収としておりますが、ホテル側の会計システムを宿泊税対応に改修するためには、コストと時間がかかります。自動販売機などの紙幣の新券対応に苦慮した業者の例も散見されまし

た。現場での困難や負担が生じないよう進めていくために、どのようにお考えか伺います。宿泊税は、本県の観光振興策における目標達成のための一つの手段であります。リスクマネジメントが十分に施されるよう期待いたします。

次に、吉田川・高城川流域水害対策計画の推進について伺ってまいります。

県の中央部に位置する吉田川流域は、古くから浸水被害が頻発している地域であり、記録が残されている明治以降で十回の大水害が発生しており、近年では、昭和六十一年八月五日の洪水により、大郷から鹿島台までが一面湖のように浸水する大災害となりました。昭和六十一年の洪水被害を受け、吉田川では、激甚災害対策特別緊急事業により河道整備や築堤が行われ、鹿島台では、国、県、地元自治体が連携し、全国初となる水害に強いまちづくり事業が行われ、治水安全度が格段に向上したかに思いました。しかし、平成二十七年関東・東北豪雨では、吉田川が氾濫し、国と県が連携して、床上浸水対策特別緊急事業で河川整備が行われ、現在は竹林川や善川に遊水地が整備されておりますが、令和元年の東日本台風では、関東・東北豪雨を更に上回る洪水が発生し、吉田川の計画高水位を超えて堤防から越水したほか、大郷町粕川の吉田川左岸で破堤するとともに、吉田川の各支川でも三十三か所で越水や溢水が発生し、多くの家屋が浸水被害に遭いました。このように、幾度となく洪水被害に苦しんできた地域であり、河川整備だけでは限界があることを痛感させられたところであります。

更に、近年の気候変動の影響により、全国的に洪水被害が激甚化、頻発化しており、地域の安全・安心、住民のなりわいを守るためにも、河川整備に加え、流域全体で総合的かつ多層的な水災害対策である流域治水の考えに基づく実践的な取組を更に強固に進めていく必要があります。このため、国や県、関係自治体等が連携し、吉田川流域と高城川流域では、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律に基づき、令和五年七月十八日に東北地方初となる特定都市河川の指定を受け、法定名称は、吉田川・高城川流域水害対策計画である、吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進計画の策定に取り組み、住民説明会やパブリックコメントを経て、今月二十五日の第三回吉田川・高城川 命と生業を守る流域治水推進協議会において、流域水害対策計画が承認され、今月中に策定、公表される予定であると聞いております。

5 流域水害対策計画では、各関係機関による様々な取組が盛り込まれているとのこと

であり、膨大な事業量であるため、対策期間も今後三十年と長期にわたることになり、早期に治水効果を発現するためには、優先度をつけて効果的に取り組む必要があると考えます。対象期間が三十年と長期にわたることにより、河川整備の優先度については、どのようにお考えか伺います。また、この計画では、河川事業はもとより、流域における関係機関や市町村の事業も位置づけられているとのことであり、緊密に連携して取り組むことが重要と考えます。流域の浸水被害を効果的に軽減するためには、国や県の事業と市町村の事業の連携と、そのための推進体制の構築が必要であると考えます。どのように進めていかれるのか伺います。

流域治水の取組の一環として、農業用ため池の有効活用が考えられますが、実際に今年九月の大雨の際、大和町が所管する直沢ため池で地元の水利組合が事前放流を行った結果、ため池下流の身洗川で水位上昇が大きく抑えられ、ため池の洪水調節の効果、有効性が確認されました。今後、流域にある全てのため池についても事前放流を積極的に行い、流域の浸水被害軽減に取り組むべきと考えますが、県としてどのようにお考えか伺います。また、吉田川流域では低平地が多く、洪水時に内水が排出できず、内水被害にも苦しんでまいりました。排水機場も老朽化が進むとともに、操作に従事する人も高齢化が進んでおり、効率的・効果的な排水機場の運用が課題となっております。今回の計画では、農業用排水機場の機能向上や再編整備と排水機場の一元管理が予定されているとのことですが、現在の状況と今後の見通しについて、県の見解を伺います。次に、地方議員及び特別職の報酬の在り方について伺ってまいります。

地方議会は、住民の多様な意見を反映しながら合意形成を図り、団体意思を決定する合議制の代表機関であり、言うまでもなく、住民自治の基盤をなすものであります。今後、全国的な人口減少と高齢化の進行が確実視され、地域の課題も多様化、複雑化していくことが見込まれる中、それを解決していくために議員の果たす役割が一層重要となっていくことは間違いありません。しかし、今、全国的に地方議会議員選挙は、いわゆる議員の成り手不足という大きな課題に直面しております。市町村議会議員の無投票当選者の割合は上昇を続け、特に、町村議会議員選挙では、令和五年度の統一地方選において無投票当選者が三割を超えたところであります。県内においても、無投票当選は増加傾向にあり、昨年度は、県内市町村議会で初めて選挙で定数割れとなった事例が発

生したとの報道もありました。住民に身近であるべき地方議会において、住民の十分な理解と関心が得られず、議員の成り手不足が生じている状況は、住民自治の根幹に関わる深刻な問題であると言えます。国においても、こうした状況を踏まえ、総務省の有識者会議、更には、内閣総理大臣の諮問機関である地方制度調査会において、成り手不足解消に向けた議論が重ねられてきました。この地制調の答申では、デジタル技術なども活用した多様な人材が議会に参画しやすくなるような環境整備や、議会活動への住民の理解と関心の促進の必要性と並んで、議員報酬の水準の在り方についての検討の必要性が指摘されたところであります。特に、小規模団体においては、議員報酬が低水準であることが議員の成り手不足の要因となっているとの指摘もあります。今年四月には、全国町村議会議長会内に設置された町村議会議員のなり手不足対策検討会が報告書を取りまとめました。報告書では、成り手不足に潜む三つの危機として、成り手不足は将来的に全ての町村議会に起こり得る問題であること、多様性を欠く議会では二元代表制の趣旨が損なわれること、度重なる無投票が地方自治の弱体化を招くことを挙げた上で、成り手不足は、地方自治、ひいては国全体の民主主義の危機につながる問題であると警鐘を鳴らしており、町村のみならず、国、県における様々な対策が提言されております。無論、議員の報酬は、各地方公共団体の条例で定めるものであり、その水準は、住民の理解を得ながらそれぞれ議論されるべきことではありますが、執行機関である市町村長に対する健全なチェック機能と、会議における実りある政策論議を確保し、ひいては民主主義の学校と言われる地方自治を守っていくためにも、報酬をはじめとする議員の待遇向上が重要であると考えますが、いかがでしょうか。県議会議員も経験された村井知事の所見をお尋ねいたします。

去る十月十七日、県の人事委員会から知事、そして我が議会議長に対し、職員給与と勧告が行われ、それを踏まえ、執行部では今議会に県職員の給与を改定する条例案の提出が予定されている旨、先日の提案説明でも言及されております。今回の勧告では、初任給の大幅な引上げや若年層に重点を置いた月例給の改定などに加え、給与制度のアップグレードとして地域手当や通勤手当の見直しなどが盛り込まれています。これは、職員の給与と処遇を大きく改善しようとするものであり、さきの九月議会において、我が会派の議員が一般質問で取り上げた県職員の人材確保にも効果が期待できるものと考えて

おります。一方で、県政発展のために、日々職員の先頭に立って、県民のために粉骨砕身、懸命に公務を遂行している知事の給料月額に目を向けてみますと、平成十八年度に引き下げた現行金額から変わっておらず、引き上げに至っては、平成八年度以来行われておりません。もちろん、知事等の特別職の報酬改定は、毎年、民間の給与実態を詳細に調査した結果を反映した人事委員会勧告に沿って実施している一般職とは異なるものと認識しておりますが、政策的な賃上げが進んでいる状況を反映し、一般職では高水準の改定が勧告されている中で、県政のかじ取り役の知事自身の給料、他の特別職や議員報酬の議論が長年置き去りにされているかのように感じるものであります。今議会の冒頭、知事の説明の中に、知事等の特別職の期末手当の引上げについて言及されましたが、そもそも給料や報酬についての現状をどのように受け止め、認識しているのか伺います。また、長年特別職の報酬改定が行われていない状況にあるのは、本県だけの取扱いであるのか、他の都道府県における改定の動向についてもお伺いいたします。あわせて、地方財政の厳しい状況が続く中、知事等給与と議員報酬について、現状としてその財源はどのように確保されているかについても伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 中山耕一議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず、大綱一点目、仙台医療圏の病院再編についての御質問にお答えいたします。

初めに、県立精神医療センターの名取市建て替えの評価要因などについてのお尋ねにお答えいたします。

県立精神医療センターの建て替えについては、今月十四日に統合新病院の基本構想が公表され、県立がんセンターの移転後の用地が選択肢として加わったほか、労働者健康安全機構との協議に時間を要する見通しとなったことから、施設の老朽化の問題や、早期の方針決定を望む当事者等の意見を重く受け止め、名取市内で建て替える方向で検討を進める判断をしたものであります。また、名取市内で建て替える場合の身体合併症対応については、特に課題とされる精神科救急において、器質因鑑別のための検査能力

向上など、精神医療センター単独での機能強化とともに、精神科病床を有する一般病院との一層の連携による体制構築を図ってまいりたいと考えております。器質因鑑別というのは、急性的に表れた精神症状が、身体的、脳の病気なのかどうかというのを鑑別するということであります。なお、県北部の精神疾患患者への対応については、にも包括体制の構築に向けた患者の相談体制や診療機能などが想定されますが、富谷市移転後の東北労災病院との連携や、富谷市など地元自治体の取組等の状況を踏まえて検討してまいりたいと考えております。

次に、東北労災病院の富谷市移転についての御質問にお答えいたします。

仙台医療圏の病院再編については、地域医療の現状と課題を踏まえ、病院機能の集約、拠点化により、政策医療の課題解決を目指すものであり、東北労災病院が富谷市に移転することで、黒川地域などの救急受入れ体制が強化され、救急搬送時間の短縮などの効果が見込まれるとともに、黒川地域初の災害拠点病院として、災害医療体制の向上が図られるものと考えております。このたび、労災病院グループ全体の現在の経営状況等から、東北労災病院の富谷市移転に係る協議に一定の期間を要する見通しとなりましたが、労働者健康安全機構からは、政策医療の充実に資するものとして、県との協議を継続する意向が示されているところであります。人口減少と少子高齢化が更に進行し、地域医療を取り巻く環境も一層厳しさを増す中で、将来を見据え、限られた医療資源をバランスよく配置することで、持続可能な医療提供体制を実現し、政策医療の課題解決が図られるよう、県といたしましても、東北労災病院の富谷市移転の早期実現に向けて、真摯に協議に当たってまいりたいと考えております。

次に、大綱二点目、宿泊税についての御質問にお答えいたします。

初めに、今後の周知と理解についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、宿泊税条例の可決成立後、ホテル旅館生活衛生同業組合の支部代表者などへの個別訪問を実施しているところであり、併せて、圏域ごとに宿泊税の導入に関する説明会及び意見交換会を順次開催しております。今月二十五日に開催した松島町及び東松島市における説明会では、条例の内容について詳しく説明するとともに、出席した皆様から様々な御意見を頂きました。来月半ばまでには、条例成立後一回目の説明会を全ての圏域において開催し、頂戴した御意見・御要望と、それに対する県の対応をホーム

ページなどで速やかに公開するとともに、制度設計に反映してまいりたいと考えております。今後も、誠意を尽くしてこうした説明会を積み重ね、宿泊事業者の皆様の負担軽減や徴収手続等に関する疑問や不安などに一つ一つお答えしながら、宿泊税に対する共感と納得が得られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、宿泊税納付におけるカード決済などの課題についての御質問にお答えいたします。

宿泊税がOTAによる事前決済やクレジットカードで支払われた場合には、一定の手数料が発生することから、県としても課題認識を共有しているところであり、御指摘のありましたカード会社などとの調整については、県及び宿泊事業者に共通する思いとして関係者に届け、意見交換をしてみたいと考えております。宿泊税の導入により、宿泊事業者をはじめとした関係者の皆様には多大な御負担をおかけすることとなりますが、県といたしましては、お預かりする宿泊税を最大限有効に活用し、これまでに以上の観光施策を展開することで、県内外の誘客促進と観光産業の発展につなげ、関係者の皆様に宿泊税を導入してよかったと思っただけよう努めてまいります。

次に、大綱四点目、地方議員及び特別職の報酬の在り方についての御質問にお答えいたします。

初めに、地方議員の待遇向上についてのお尋ねにお答えいたします。

地方議会は、独任制の首長と並んで、地方制度における二元代表制の両輪をなすものでありますが、地域を取り巻く環境が大きく変化する中、市町村議会を中心に、議員の成り手不足が全国的な課題となっており、民意の反映、利害調整、意見集約といった機能を今後も議会が果たしていく上で、多様な人材が議員として参画できる環境を確保していくことが極めて重要であると認識しております。成り手不足の原因に関する国などの分析においては、議員の立法位置づけの明確化や、立候補環境の整備などと並び、議員報酬の在り方も指摘されており、報酬も含めた議員の待遇向上が、成り手不足解消に向けた有効策の一つになり得るものと考えております。議員報酬の額については、条例で定めることとされており、その水準は、それぞれの議会において、地域の実情や議員の活動状況、物価動向等も踏まえ議論し、住民の理解を得る必要があるものであります。県内市町村においても、選挙における無投票や定数割れが生じている現状にあり、

今後、市町村議会において、成り手不足解消に向けた検討を進めることは大変重要であると考えております。

次に、特別職報酬の現状認識についての御質問にお答えいたします。

知事、副知事及び議員の報酬改定については、委員十名で構成する特別職報酬等審議会に諮問し、意見を聞くことと条例で定められております。御指摘がありますように、平成十八年度以来、特別職及び議員の本則の報酬額は変わっておりません。これまでも毎年度、一般職及び国の指定職の給与改定状況や、財力が同等の他の都道府県の実況等を総合的に勘案しながら、審議会への諮問の要否を検討してまいりましたが、昨年度までは改定に見合う状況とは言えず、諮問は見送ってきたところでもあります。しかしながら、これまでの一般職及び国の指定職の給与改定状況などから、引上げの検討をすべき時期に至ったと考えておりますので、今年度は、審議会に知事等の特別職の報酬改定を諮問する方向で準備を進めてまいります。なお、議員の報酬改定については、まずは議会として御判断いただく必要がありますので、その結果を伺ってまいりたいと考えております。審議会において改定が必要だという判断が出ましたならば、二月議会で追加提案することになるかと思えます。議員の皆様がもし必要だということであれば、一緒に審議会でお諮りすることになります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 総務部長小野寺邦貢君。

〔総務部長 小野寺邦貢君登壇〕

○総務部長（小野寺邦貢君） 大綱四点目、地方議員及び特別職の報酬の在り方についての御質問のうち、他県の改定動向及び財源についてのお尋ねにお答えいたします。

他県における特別職報酬の改定状況については、近年、一般職の改定状況などを踏まえ、審議会を開催する動きが増えており、昨年度は、鳥取県や大分県など四団体で増額改定をしているところです。今年度は既に島根県が改定しているほか、岩手県、静岡県をはじめ六団体が審議会を開催するなど、例年よりも多い十四団体において、審議会を開催または開催予定と伺っております。また、報酬の財源は一般財源であり、一般職と同様に特別職についても普通交付税の基準財政需要額算定において単位費用に盛り込まれ、近年その単価が上がってきております。県としましては、今後、審議会から答申

を頂いた場合には、その内容を踏まえ、財政状況などを勘案しながら、適切に対応してまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 保健福祉部長志賀慎治君。

〔保健福祉部長 志賀慎治君登壇〕

○保健福祉部長（志賀慎治君） 大綱一点目、仙台医療圏の病院再編についての御質問のうち、利害関係者からの理解及び協力についてのお尋ねにお答えいたします。

県立精神医療センターを名取市内で建て替える場合、県南部を中心とした患者や御家族の皆様は、これまでどおり精神医療センターを利用することが可能となりますが、一方、富谷市への移転を期待していた方々に対しては、県内全域をカバーする精神科救急など、県内唯一の公立精神科病院として精神医療センターが果たす役割をしっかりと説明するとともに、県北部の精神科医療に対応する機能についても、にも包括体制の構築に向け、地元富谷市などと十分に調整しながら検討してまいります。また、課題とされる身体合併症への対応については、精神医療センターの機能強化のほか、精神科病床を有する一般病院との一層の連携による体制構築が必要と考えており、今後、仙台市立病院や東北大学病院などと意見交換を行いながら、連携体制の強化に向けて協議、検討を行ってまいりたいと考えております。県といたしましては、精神医療センターの建て替えに向けて、患者や家族などの当事者をはじめ、関係者の皆様から御理解、御協力を得られるよう、引き続き、御意見を伺いながら丁寧に進めてまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 経済商工観光部長梶村和秀君。

〔経済商工観光部長 梶村和秀君登壇〕

○経済商工観光部長（梶村和秀君） 大綱二点目、宿泊税についての御質問のうち、地域クーポンによる長期滞在促進事業の課題についてのお尋ねにお答えいたします。

地域クーポンによる長期滞在促進事業については、宿泊税の充当事業の取組イメージの一つとして、ビジネス客などの長期滞在者の負担軽減及び地域商店街等の活性化を促進することを目的として例示したものです。宿泊と連動した地域クーポンの発行は、コロナ禍において、全国旅行支援などの観光・宿泊需要喚起策として実施し、落ち込ん

だ宿泊需要の回復に一定の事業効果があったものと認識しております。しかしながら、全国旅行支援による紙クーポンについては、フロントでのクーポンの配布や配布実績を県に報告する必要があったこと、電子クーポンについては、事前にシステム登録していない宿泊者に対して、窓口で代行申請を行う事例が多かったことなど、宿泊施設の事務負担が大きかったという声を頂いたところです。今後、みやぎ観光振興会議などにおいて、宿泊税充当事業として、地域クーポンを活用した取組の必要性が高まった場合には、デジタル身分証アプリで県内の店舗において買物に利用できるみやぎポイントなどを参考とし、宿泊事業者の事務負担の軽減に努めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、宿泊税徴収に係る現場での困難や負担の軽減策についての御質問にお答えいたします。

宿泊税導入に伴い生じる、特別徴収義務者である宿泊事業者の費用負担を軽減するため、既存のレジシステムの改修や新たなシステムの構築などに要する経費を支援し、制度の円滑な導入を図ることとしております。御指摘のとおり、改修費用に数十万円かかるといった声や、改修期間について、大規模な宿泊施設を中心に半年程度の期間を要するといった声も伺っているところでございます。県といたしましては、こうした御意見を踏まえ、宿泊事業者の皆様の負担を軽減できるような補助金額の設定や、十分な改修期間を確保できるような制度設計を行っているところであり、加えて、補助金交付決定前に着手した改修についても補助対象に含めるなど、宿泊事業者に寄り添った制度を検討しているところです。今後、仙台市とも十分に調整を行いながら、早期に宿泊事業者の皆様に補助スキームをお示しし、御理解を頂きながら制度の円滑な導入を図ってまいります。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 農政部長橋本和博君。

〔農政部長 橋本和博君登壇〕

○農政部長（橋本和博君） 大綱三点目、吉田川・高城川流域水害対策計画の推進についての御質問のうち、農業用ため池の事前放流の取組についてのお尋ねにお答えいたします。

農業用ため池は、降水量が少なく水源の乏しい地域で農業用水を確保するため、人工的に作られた施設であります。事前放流については、ため池の水位を下げ、空き容量を活用することで浸水被害を軽減できる効果がある一方で、水稻栽培で用水を利用するかんがい期においては、農業利水の観点から下流域の農業者と合意形成を図る必要があるなど、慎重な対応が求められると認識しております。今年、大和町のため池で水利組合が事前放流を行った事例がありますが、これは、水稻栽培で用水を利用しない非かんがい期に、防災・減災力強化の取組として行われたものであります。県といたしましては、定期的な会議の場で周知を図るとともに、台風等による大規模水害が予想される場合には、市町村等へ情報提供を行い、事前放流について協力を求めてまいります。

次に、排水機場の機能向上や再編整備等の現状と今後の見通しについての御質問にお答えいたします。

吉田川流域の国営土地改良事業に関しては、令和四年三月に農林水産省、県、関係市町村及び土地改良区からなる、吉田川流域国営土地改良事業促進協議会を設置し、地区調査スケジュールや整備方針などについて、国と情報を共有しながら議論を重ねてまいりました。国では、令和五年度から令和七年度にかけて地区調査を実施しており、現在、排水機場の排水量を増量する機能向上や、現況の十九機場を十六機場に集約する再編整備、排水機場の管理体制と操作の一元管理等について、関係自治体や土地改良区等の意見を踏まえ、検討を進めているところです。また、来年度は、営農計画や環境配置計画を踏まえた国営土地改良事業計画を取りまとめ、令和八年度から全体実施設計を行う予定と伺っております。県といたしましては、国や吉田川流域自治体、関係土地改良区と連携しながら、国営土地改良事業の早期着工の実現に向けて取り組んでまいります。私からは、以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

〔土木部長 千葉 衛君登壇〕

○土木部長（千葉 衛君） 大綱三点目、吉田川・高城川流域水害対策計画の推進についての御質問のうち、河川整備の優先度の考え方についてのお尋ねにお答えいたします。昨年七月に、東北初となる特定都市河川に指定された吉田川・高城川流域については、国や関係市町村等で構成する流域水害対策協議会において、先月二十五日に浸水被

害を軽減するための具体策となる流域水害対策計画案が承認され、間もなく国の手続が完了し、計画が策定、公表される見込みです。本計画は、令和元年東日本台風を計画対象降雨とし、河川や下水道整備の加速化とともに、田んぼダムなどの流域対策の推進のほか、水害リスクやまちづくり計画等を考慮した土地利用の規制なども含め、総合的な多層的な対策を位置づけており、優先度を考慮した短期・中長期のロードマップに基づき、各対策に取り組むこととしております。特に、河川分野では、流下能力確保に向けた堆積土砂撤去や支障木の伐採、水害リスク情報の空白域解消に向けた河川監視カメラの設置や、洪水浸水想定区域の指定等のソフト対策を最優先に進めるほか、国が実施する吉田川の整備状況に合わせて、洞堀川や西川をはじめとする支川の河川改修や高城川中流部の河道掘削等を進めることとしております。県といたしましては、本計画の目標である命と生業を守る流域治水の実現に向け、必要な予算をしっかりと確保しながら、事業の計画的な推進に取り組んでまいります。

次に、計画の推進体制の構築についての御質問にお答えいたします。

吉田川・高城川流域の流域水害対策計画を実効性のあるものとし、一体感を持って計画的に事業に取り組むためには、市町村を含めた関係者が緊密に連携するための推進体制を構築していくことが極めて重要であると認識しております。このため、本計画では、毎年、進捗状況を確認しながら、五年程度を目安にフォローアップしていくこととしており、具体的には、協議会の下に、国、県、市町村に加え、企業、団体等で構成する計画推進チームを新たに組織し、事業の進捗状況や課題を共有しながら、計画の改善、見直しを行うとともに、企業、住民等への普及啓発等も行うこととしております。県といたしましては、引き続き、関係者と緊密に連携し、地域住民と情報共有を図りながら、流域水害対策計画の推進に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（高橋伸二君） 五十八番中山耕一君。

○五十八番（中山耕一君） 答弁、ありがとうございました。

まず、仙台医療圏病院再編のほうで、合築ではない方向にかじを切ったということでありますから、そこについては何もどうこうというふうなことはないんですが、ただ私のちよつとした思いだったんですが、行政マンをやっていたときに、保健衛生課とい

うところに所属していて、当時は保健婦と言っていたんですけども、保健婦さんたちと一緒に仕事をしていた時代があって、いろんなことを手伝わされたんです。その中で、精神衛生担当の保健婦さんの手伝いもしたことがあります。結構な精神を患った方の家族が困っていて、病院に連れていかなければいけないというのを、なぜか事務屋なんですけれども手伝わされまして、そのときにすごく苦労したんです。話を聞いてもらえないし、ちゃんと言っても理解してもらえないし、何時間経っても連れて行かれなかったといったことがあったんです。それで、今回合築の話聞いたときそのことを思い出して、すぐそばに病院があるというのはすごくいいよねと。精神科にいて身体合併症というふうなときに、すぐ隣に行けばいいとか、エレベーターに乗って下に行くとか、ふだん慣れている人が連れて行ったら、結構スムーズなんだろうなというふうなことを思ったりしたんです。そのようなことで、ちょっといいことを考えたなと思ったんですけども。それはそれとして、いろんな審議会の皆さんの意見だったり、関係者の皆さんの意見だったりというのを耳にするにつれですけども、そういう状態にするのはなかなか遠い道のりなんだなというふうな思いをしたんですけども、知事としては、どのような感想ですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私も全く同じ思いで、身体合併症の方が精神とその他の病気と一緒に診てもらえるような、しかも二十四時間救急でいつでも運び込めるような病院が県の中心部にあるということは間違いなく、いろんな反対意見はあったとしても、県民のためになるだろうという思いで話を進めてまいりましたけれども、るる説明しているような事情でこのような形になりました。しかし、北のほうに精神科の何らかの拠点サテライトで作らないということを一言も申し上げてないわけでありまして、本院のよう大きな病院、二十四時間の救急というような病院は名取市にというふうにしたいと思いますけれども、労災病院さんと今後話を詰めていって、労災病院さんが一歩踏み出すというふうにやっていただけでしたならば、精神科の何らかのサテライトの、少なくとも、にも包括の拠点になるような、また、わざわざ名取市まで通院しなくても、富谷市、北のほうで通院ができるような、そういう形の施設を県として責任を持って造りたいというふうな思っているところでございます。

○議長（高橋伸二君） 五十八番中山耕一君。

○五十八番（中山耕一君） ぜひ、よろしくお願いします。

労災病院なんですけれども、組織全体の経営状況というふうな話も出ていたんですけれども、二十九病院のうち五病院だけなんです、黒字なのは。二十四病院が赤字というところで、他に目を見張ると、労災病院より赤字額が少ないのが八病院で、赤字額が多いのは十二病院。だから、労災病院も赤字ですけれども、そんなにすぐ駄目というわけではないですが、深刻なことは深刻なんですけれども、ほかよりは割とというふうなことなので、まだまだ改善してもらいたい。この地域から、災害拠点病院が一つ減るといのは、大きいじゃないですか。地域医療支援病院も一つ減るといのも大変なことなので、ぜひと——市場はあると思うんです。富谷・黒川地域、そして泉のほうも射程距離になると、市場になるといふうに考えたときに、十一万人から十五万人ぐらいがシェアになるのではないかといふうなことでありますし、黒川消防署とつながれば、全部というわけにいかないんですけれども、救急車が労災病院に行くとなったら、もつと経営が改善していくのかなという期待もあるし、黒川病院と連携すれば、急性期が終わったときに回して、また急性期の病床を空けて、それを回転させるということも可能になりますから、そういった状態をぜひともつくっていただきたいので、頑張ってくださいと思います。

それで、宿泊税のほうなんですけれども、細かいことまで質問した意図は、僕が行政職にいたときに何か問題があったとき、まず、法律に当たります。それで下にいつて、政令に当たります。そして省令に当たります。それでも分かりませんというときは行政実例に行くんです。行政実例で例がいっぱいあると助かるというふうなことで、そういったことをスタートする前までにたくさんそろえていつていただきたい。Q&Aだったり、マニュアルだったり、そういうのを積み上げていつていただきたい。そのためにも現場に出向いているんですから、いろんなつらい質問とか要望もあるかも分からないですけれども、それが材料になるはずなので、そういったことを蓄積していつて、いい制度のスタートが切られるようにしていただきたいと思うんですけれども、いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然必要なことだというふうに思っております。コールセンタ

ーを設けましても、当然マニュアルがないとコールセンターの担当者の方がお答えのし
ようもございませんので、いろんな実例を積み重ねて、それはまさに事業者の方から聞
いた疑問に思っておられることをしっかり丁寧に答えていく。それによって、そういつ
たようなものが作られていくと思っておりますので、努力をしていきたいというふう
に思っております。

○議長（高橋伸二君） 五十八番中山耕一君。

○五十八番（中山耕一君） ぜひ、進めていただければ。

流域治水の関係なんですけれども、このたびの計画はすばらしい計画が出来上がる
というふうに聞いております。その中でちょっと気になったのは、国交省のすごい熱意
のある人が本省に行ってしまったんですけれども、その方が、四番目の命と生業を入れ
ました。この計画づくりの中で、市町村において、温度差があるという話を伺いました。
そこら辺について、全体で総力でやらなければいけないので、県としても市町村に目を
配っていただきながら指導してもらったりとか、そういったことで進めていただきたい
と思いますが、いかがですか。

○議長（高橋伸二君） 土木部長千葉衛君。

○土木部長（千葉 衛君） 今回の流域治水の計画を進めるためには、やはり市町村も
含めて一体的に実効性ある対策をしっかりと進めていくことが非常に重要でございます。

これは、先ほど答弁しましたように、協議会の下に計画推進チームを作っていきますが、
その中で市町村各所の事情はあるにせよ、思いはやはり一つでございますので、しっか
りと我々も主体的に参画しながら、市町村の状況を踏まえつつ調整して、この計画をし
っかりと推進してまいりたいと考えてございます。